

## 平成26年度 後期高齢者医療制度のお知らせ

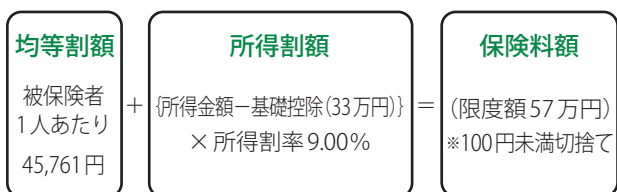
平成26年度 後期高齢者医療  
保険料(本算定)について

平成26年度の保険料は、愛知県後期高齢者医療広域連合が平成25年中の所得を基に算定します。保険料納入通知書は、8月1日(金)発送予定です。

### ■保険料額の決まり方

保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます(図1)。

■図1 保険料額の決まり方



※所得金額とは、収入金額から必要経費を差し引いた額であり、収入が公的年金のみの方は、「公的年金収入金額-公的年金等控除額」が所得金額になります

■表1 平成24～27年度保険料率など

	平成26・27年度	平成24・25年度
均等割額	45,761円	43,510円
所得割率	9.00%	8.55%
限度額	57万円	55万円

①均等割額の軽減 世帯主および被保険者の所得金額の合計に応じて均等割額が軽減されます(表2)。  
②所得割額の軽減 被保険者本人の所得金額の合計から33万円を引いた金額が軽減されます(表2)。

平成26年度より保険料率が改定されました。後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としており、この期間の医療費の財源に充てるため、保険料率が改定されました(表1)。

### ■保険料の軽減

次の(1)～(3)に該当する方は、保険料が軽減されます。

#### (1)所得が低い世帯の方申請不要

所得が低い世帯の方(世帯主および被保険者の所得金額の合計が33万円以下)は、申請不要です。

#### (2)所得割額の軽減

所得金額の合計から33万円を引いた金額が軽減されます(表2)。

### 問い合わせ

市役所国保年金課 後期高齢者医療グループ  
(東館3階 ☎51・3133)

■表2 均等割額の軽減

軽減率	軽減要件(同一世帯に属する世帯主および被保険者の前年の所得金額の合計)
9割軽減	所得金額の合計が33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その所得がない)の世帯
8.5割軽減	所得金額の合計が33万円以下で、9割軽減に該当しない世帯
5割軽減	所得金額の合計が33万円+「24.5万円×世帯の被保険者数」以下の世帯
2割軽減	所得金額の合計が33万円+「45万円×世帯の被保険者数」以下の世帯

(3)その他の減免(申請必要)  
災害や事業の休廃止など特別な事情により保険料を納付することが困難なときは、保険料の減免を受けられる場合があります。

(2)職場の健康保険などの被扶養者だった方(申請不要)  
均等割額が9割軽減されます。また、所得割額が課されません。

(1)所得が低い世帯の方(申請不要)  
所得が低い世帯の方(世帯主および被保険者の所得金額の合計が33万円以下)は、申請不要です。

### ■保険料の納め方

具体的な納付方法は、市役所から送付する「後期高齢者医療保険料納入通知書」の2ページ「納付方法とその内容」で確認してください。

#### ＜保険料の納付方法を選択できます＞

特別徴収(年金天引き)を中止し、口座振替による納付を希望する方は、次の①②の手続きを必ず行ってください。一方の手続きのみでは、納付方法が切り替わらない場合があります(すでに口座振替の手続きをしている場合は、再度②の手続きをする必要はありません)。

- ①保険料納付方法変更申出書を国保年金課 後期高齢者医療グループに提出してください(申出書は郵送しますので、ご連絡ください)
- ②お取引金融機関の窓口で、口座振替の手続きをしてください

### 被保険者証について

現在の被保険者証の有効期限は7月31日まで、8月1日以降は使用できません。8月1日から使用できる被保険者証を7月末日までに簡易書留で発送します(簡易書留を受け取る際には押印または署名が必要です)。なお、有効期限を過ぎた被保険者証は、8月以降に国保年金課または、お近くの窓口センターへ返却するか、個人情報を読み取れないよう裁断して破棄してください。

■表3 入院時(医療一般病床)の食事代(食事療養標準負担額)

負担区分		入院時の負担限度額	食事代(1食につき)
課税世帯	一般	44,400円	260円
非課税世帯	区分Ⅱ	24,600円	入院90日まで
			入院91日以上※1
	区分Ⅰ	15,000円	100円

※1 入院が91日を超えた場合、手続きが必要です

■表4 入院時(医療療養病床)の食事代と居住費(生活療養標準負担額)

負担区分		入院時の負担限度額	食事代(1食につき)	居住費(1日につき)
課税世帯	一般	44,400円	460円※2	320円
非課税世帯	区分Ⅱ	24,600円	210円	
	区分Ⅰ	15,000円	130円	
	区分Ⅰで、老齢福祉年金受給者		100円	0円

※2 一部の医療機関では、420円の場合があります

■表5 外来診療の負担限度額

負担区分	負担割合	外来診療時の負担限度額	医療機関などで提示するもの
現役並み所得のある方	3割	44,400円	保険証
一般	1割	12,000円	保険証
非課税世帯		8,000円	保険証、認定証

■表6 医療費の助成制度の対象者

区分	要件
障害者	身体障害者手帳1～3級、じん臓機能障害4級、進行性筋萎縮症4～6級
	療育手帳A・B判定
	精神障害保健福祉手帳1・2級
	自閉症状群(診断書が必要)
ひとり暮らし	以下の①～③の全てに該当する方 ①単身で生活を営んでおり、同一敷地内または隣地に親族がいない ②所得がない(年金のみの場合、年額80万円以下) ※障害年金・遺族年金などの非課税所得は含みません ③税の扶養になっていない
ねたきりなど	介護保険の要介護4または5の認定を受けていて、3か月以上継続して生活介護を受けている市民税非課税世帯の方

■表7 協定保養所一覧

場所	協定保養所名	電話番号
三重県桑名市	名古屋市休養温泉ホーム <small>まつがしま松ヶ島</small>	0594・42・3330
東浦町	あいち健康の森プラザホテル	0562・82・0211
田原市	シーサイド伊良湖	0531・35・1151
蒲郡市	サンヒルズ三河湾	0533・68・4696
豊田市	ひやくねんそう 豊田市 百年草	0565・62・0100
犬山市	レイクサイド入鹿 <small>いるか</small>	0568・67・3811

市民税非課税世帯に属する方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下、認定証)を医療機関の窓口へ提示することで、入院時の医療費の負担限度額、食事代、居住費が減額されます(表3・4)。認定証の発行には国保年金課での申請が必要です。市民税非課税世帯に属する方で認定証の発行を希望する方はお問い合わせください。

限度額適用・標準負担額減額認定証について  
(市民税非課税世帯に属する方のみ)

外来診療についても入院と同様に1か所の医療機関で負担限度額を超える場合は、窓口でのお支払いが表5のとおりとなります。ただし、認定証を提示せずに受診した場合や、複数の医療機関・薬局などを合算して負担限度額を超える場合は、あとから高額療養費として差額をお返しします。

外来診療の窓口負担について

被保険者で、表6のいずれかの要件に該当する方に、後期高齢者福祉医療費受給者証を交付します。医療機関で受診する際に、被保険者証と受給者証を提示することにより、医療費の窓口負担がなくなります。該当する方で手続きが済んでいない方はお問い合わせください。

医療費の助成制度について  
(後期高齢者福祉医療費助成制度)

被保険者の健康の保持・増進を目的に、表7にある協定保養所に宿泊する場合、1人1泊につき1千円を助成します(来年3月31日宿泊分まで全保養所合わせて4泊まで)。  
**利用方法** 予約時に愛知県後期高齢者医療制度の被保険者であることを伝え、宿泊当日、保養所で保険証および利用カード(初回利用時に交付)を提示してください。清算時に通常料金から1千円を助成します **問い合わせ** 愛知県後期高齢者医療広域連合給付課(☎052・955・1205)

協定保養所利用助成事業について